

「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」の改定の主な内容

令和2年3月

1. 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）の改定を踏まえた見直し

令和2年3月の運用指針改定を踏まえ、被害認定区分の記載を見直し。

〔被害認定区分見直し後（5区分）〕

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
半壊	20%以上40%未満
準半壊	10%以上20%未満
<u>準半壊に至らない</u> <u>（一部損壊）</u>	<u>10%未満</u>

2. 罹災証明書の様式の統一化及び交付に係る運用の通知を踏まえた見直し

「罹災証明書の様式の統一化について（令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当）」及び「罹災証明書の交付に係る運用について（令和2年3月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）」の内容を踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示するとともに、複数枚交付や代理申請の統一的な運用について記載。

3. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）の改正を踏まえた追記

令和元年5月31日に番号利用法が改正され、罹災証明書の交付事務を個人番号利用事務に新たに位置付けることとし、市区町村が個人番号の利用に係る庁内連携条例を定めた場合には、当該市区町村内において、個人番号を用いて罹災証明書の情報と税・社会保障の情報を連携させることが可能となった旨等を記載。

4. 都道府県における市町村向け説明会の開催を追記

都道府県は災害発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するよう努めることが望ましい旨等を記載。

5. 近年の災害における被害認定業務対応事例の追記

平成30年7月豪雨等の近年の災害における被害認定業務の対応事例等を追記。